議案第86号

渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月23日提出

渋川市長 髙 木 勉

渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (平成18年渋川市条例第99号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

9 令和2年7月1日から令和2年9月30日までの間においては、第2条 第1項の規定による教育長の給料月額は、同項に規定する月額の100分 の20に相当する額を減じた額とする。

附則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

理由

教育長の給料について減額措置を講じることにより、新型コロナウイルス 感染症対策に関係する事業の財源に活用するため、所要の改正をしようとす るものである。

渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案 現 行 附 則 1~8 (略) 9 全和2年7月1日から令和2年9月30日までの間においては、第2条 第1項の規定による教育長の給料月額は、同項に規定する月額の100分の20に相当する額を減じた額とする。 (略) 9 全のに相当する額を減じた額とする。
1~8 (略) 9 令和2年7月1日から令和2年9月30日までの間においては、第2条 第1項の規定による教育長の給料月額は、同項に規定する月額の100分